

平成十三年国土交通省令第百二十九号

船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第二十一条第五項の規定に基づき、及び同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五条第一項の規定を実施するため、船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

(あつせんの申請)

第一条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(以下「法」という。)第二十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項のあつせん(以下「あつせん」という。)

2 前項の申請書は、紛争当事者である船員の労働管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長を経由して提出することができる。

2 所轄地方運輸局長は、あつせん員にあつせんを行わせることとしたときは紛争当事者の双方はあつせんを申請した紛争当事者に対して、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(あつせんの開始)

第三条 所轄地方運輸局長は、あつせん員にあつせんを行わせることとしたときは、あつせん員候補者名簿のうちから、当該事件を担当する三人のあつせん員(以下「あつせん員」という。)を指名するものとする。

2 所轄地方運輸局長は、紛争当事者に、あつせん員の氏名を書面により通知するものとする。

(あつせん手続の実施の委任)

第四条 あつせん員は、必要があると認めるときは、あつせんの手続の一部をあつせん員のうち特定の者に行わせることができる。

(あつせん期日等)

第五条 あつせん期日は、あつせんの期日を定め、紛争当事者に対して通知するものとする。

2 前項の規定によりあつせんの期日を指定された紛争当事者は、あつせん員の許可を得て、補佐人を伴って出席することができる。

3 紛争当事者は、あつせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、あつせん員に提出し、許可を得なければならない。

(あつせん案の提示)

第六条 あつせん員は、紛争当事者の双方からあつせん案の提示を求められた場合には、あつせん案を作成し、これを紛争当事者の双方に提示するものとする。

2 紛争当事者は、あつせん案を受諾したときは、その旨を記載した書面をあつせん員に提出しなければならない。

(関係労使を代表する者からの意見聴取)

第七条 あつせん員は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第二十一条第四項の規定により読み替えて適用する法第十四条の規定に基づき、関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から意見を聴くものとする。

一 紛争当事者の双方から申立てがあつたとき。

二 紛争当事者の一方から申立てがあつた場合で、紛争当事者に係る企業又は当該企業に係る業界若しくは地域の最近の雇用の実態等について、紛争当事者の他に関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から意見を聴く必要があると認めるとき。

(関係労使を代表する者の指名)

第八条 あつせん員は、法第二十一条第四項の規定により読み替えて適用する法第十四条の規定に基づき意見を聴く場合には、当該あつせん員を指名した所轄地方運輸局長の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体に対して、期限を付して関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者の指名を求めるとする。

2 前項の求めがあつた場合には、当該労働者団体又は事業主団体は、当該事件につき意見を述べる者の氏名及び住所をあつせん員に通知するものとする。

(あつせんの打ち切り)

第九条 あつせん員は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第二十一条第四項の規定により読み替えて適用する法第十五条の規定に基づき、あつせんを打ち切ることができる。

一 第三条第二項の通知を受けた紛争当事者(紛争当事者の一方からあつせんの申請があつたときは他の紛争当事者に限る。)が、あつせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。

二 第六条第一項の規定に基づき提示されたあつせん案について、紛争当事者の一方又は双方が受諾しないとき。

三 紛争当事者の一方又は双方があつせんの打ち切りを申し出たとき。

四 法第二十一条第四項の規定により読み替えて適用する法第十四条の規定による意見聴取その他あつせんの手続の進行に関して紛争当事者間で意見が一致しないため、あつせんの手続の進行に支障があると認めるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、あつせんによつては紛争の解決の見込みがないと認めるとき。

2 あつせん員は、前項の規定によりあつせんを打ち切ったときは、書面により紛争当事者の双方に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(手続の非公開)

第十条 あつせん員が行うあつせんの手続は、公開しない。

(所轄地方運輸局長への報告)

第十一条 あつせん員は、その行うあつせんの事件が終了したときは、所轄地方運輸局長に対し、速やかに、あつせんの経過及び結果を報告しなければならない。

(権限の委任)

第十二条 法に規定する地方運輸局長の権限で次に掲げるものは、運輸支局長及び海事事務所長も行うことができる。

一 法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条の情報提供、相談その他の援助

二 法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第四条第一項の助言及び指導

三 法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第四条第二項の意見聴取

附則 (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則 (平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則 (令和二年二月二三日国土交通省令第九八号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。